

第23日

令和3年9月22日（水）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） 皆さん、おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第97号議案外1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第97号議案外1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正の内容は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されることに伴い、2つの条例を同時に改正するものです。

まず、個人情報保護条例の一部改正の主な内容は、特定個人情報のやり取りをするための情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたことに伴い、情報提供等記録の訂正の通知先を総務大臣からデジタル庁の長である内閣総理大臣に改めるものです。

次に、朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正は、引用していた国の法律の条項が繰り下がったことによるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第98号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画（朝倉・杷木地域）の策定についてです。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる新過疎法の規定により、この計画の策定について、議会に議決を求められているものです。

計画期間は、令和3年度から令和7年度の5年間です。新過疎法の制定により、旧杷木町が引き続き過疎地域の対象となるほか、新たに旧朝倉町が該当となっています。

両地域においては、ともに若年層の人口流失及び少子高齢化による地域の担い手不足等の問題を抱えており、過疎対策は重要な課題です。本計画に記載された事業は、充当率100%、交付税算入率70%の過疎対策事業債を充当できることになっており、有利な財政措置を受けながら事業を推進することが可能となります。

本計画においては、第2次朝倉市総合計画及び第2期朝倉市総合戦略との整合性が図られ、住民基本台帳を基にした人口目標が掲げられているほか、分野別の項目ごとに、持続可能な開発目標、SDGsにおける17の目標との関連づけがなされています。

審査に当たりましては、朝倉地域及び杷木地域には、ともに高速道路のインターチェンジがあるものの、それを十分に生かせていないのではないかとの観点から、高速インターを中心に据えたまちづくり及びそれに伴う土地利用を進めていくべきではないかとの点についていただきました。

執行部によりますと、総務部に限らず、農林商工部と他の部の関連部署とともに連携し、庁内で横断的に取り組んでいきたいとのことです。

また、委員から、朝倉・杷木両地域の人口減少は著しく、このままでは地域コミュニティーの存続も危ぶまれることから、過疎債を活用した実効性ある施策の必要性が提起されました。

併せて福岡市中心部からの距離など、地理的条件の似ている近隣においても、人口が増加している自治体があることを踏まえ、市内全域が福岡都市圏への通勤圏内としての機能を果たせるようにしていくとの意見が出されました。

本委員会としましては、平成29年九州北部豪雨の被災地域である両地域住民の安心・安全な暮らしの実現及び過疎債を活用した有効な過疎対策の推進の重要性を確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、

討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第97号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第98号議案朝倉市過疎地域持続的発展計画(朝倉・杷木地域)の策定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第98号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第85号議案外5件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) ただいま議題となりました第85号議案外5件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第85号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は660万8,000円です。本特別会計は、地域改善対策の一環として、歴史的・社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備・改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金等に対する貸付事業を実施していたもので、現在は償還事務のみを行っています。

令和2年度の償還額は455万円、貸付残金は9,190万円で、累計償還率は95.2%です。

今後の歳入不足に備え、基金積立てを行っており、令和2年度末時点の基金現在高は6,978万6,000円です。

審査に当たりましては、基金の目的についてただしました。

執行部によりますと、全ての貸付けにおいて、平成30年度末で償還予定期限が経過しており、月々の償還額の少ない方が完済できず残っていきます。このため、将来的な収入不

足となる可能性があるため、きちんとして積み立てているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第87号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。

歳入歳出差引額は7,378万6,000円です。これまで決算時に翌年度歳入を繰り上げ充用していましたが、合併後、初めて繰り上げ充用を行わず、黒字決算となりました。

少子高齢化や社会保険適用拡大の影響等により、国民健康保険の被保険者は減少傾向にあります。医療が必要となりやすい65歳以上の加入者の割合が大きくなっています。

1人当たりの医療費は前年度から975円減少し、43万1,000円となっています。これは、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えがあったと考えられますが、平成27年度以降、40万円を超える高い水準が続いています。

審査に当たりましては、今後の国保税率の見直しについてたどりました。

執行部によりますと、今までの税率では、県に収める納付金が足りないため、令和2年度に市民の負担が少ない改定幅で税率の改定を行ったとのことです。県への納付金は医療費の影響を受けるため、現状の高い水準での医療費が国保税率に影響しています。

保険年金課では、おくすり相談バッグ運動や医療費通知など継続し、健康課では生活習慣病の発症や重症化予防のため、特定健康診査と事業等を推進し、医療費の適正化に取り組む必要があります。

また、収納対策課と連携した徴収率の改善など、関係課と協力して、会計収支の改善に取り組む必要があるとの説明がありました。

次に、直営診療施設勘定についてです。

歳入歳出差引残額は807万5,000円です。外来受診者数は1万5,050人、前年度から881名の減となっています。

1日当たり受診者数は約51人です。また、総合健診受診者数は2,029人、前年度から58名の減となっています。

要因として、どちらも新型コロナウイルス感染症感染予防による受診控えの影響があると考えられ、緊急事態宣言により、4月と5月の半日、人間ドックは中止しました。

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和2年12月に福岡県発熱外来診療検査医療機関の指定を受け、専用入り口や診療スペースなどの整備を行い、発熱患者等の診療検査を行いました。

なお、直営診療所施設勘定財政調整基金の令和2年度末時点の基金現在高は2億5,967

万5,000円で、施設整備や高額な医療機器の購入等に備えています。

今後の運営課題では、高額な医療機器については、令和8年度前後から次の更新時期に入る見込みとのことです。また現在は、施設の改修を小規模に抑えています。医療機器の買換えや建物の老朽化に伴う大規模な建物の修理等が生じてきた場合に、厳しい財政運営となる可能性があるとのことです。

本委員会としましては、関係各課の努力により、黒字決算となった成果を認めつつ、状況に甘んずることなく、国民健康保険財政健全化のため、さらなる医療費適正化の推進が不可欠であることを確認し、事業勘定・直営診療施設勘定ともに、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第88号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残高は2,531万1,000円です。これは主に出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に収めて精算する仕組みです。

被保険者数は、令和2年度末は9,327人となっており、前年度から152人減少しています。しかし、令和4年度以降は、団塊の世代が順次後期高齢者に移行していくため、増加傾向に変わると考えられます。

後期高齢の保険料は、8割が年金からの特別徴収となっており、普通徴収と合わせた現年度分の徴収率は99.9%となっております。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第89号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残高は1億1,339万1,000円です。介護保険制度において、市は要介護認定保険給付を行い、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した保険料で賄っています。

執行部の説明によりますと、まず、令和3年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万8,252人で、前年同期と比較し116人増加しているとのことです。

また、令和2年度中の介護認定申請者数は新規変更及び更新を合わせて2,874人で、前年度と比較し55人減少しています。

新規申請は、前年度と比較して85人増加した一方、更新申請は164人減少しています。これは、更新期間が24か月もしくは36か月の判定を受けている方が増加したことが考えられるとのことです。

また、高齢者人口が増加している中において、第1号保険者の認定率は17.71%と前年度と比較しても横ばいです。これは、地域支援事業により、要支援・要介護状態となることを予防し、健康寿命の延伸を図ることができているためと考えられます。

次に、令和2年度の介護サービス給付費は53億1,097万3,000円で、前年度と比較して

7,489万円増加しています。

主な要因といたしましては、居宅介護サービス給付費においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護度の軽い方の利用控えがあった一方、地域密着型介護サービス給付費や施設介護サービス給付費が増加しており、介護度が重い利用者の増加によるものと考えられます。

このように、介護サービス給付費は増加したものの、朝倉市介護給付費準備基金を取り崩すことなく、令和2年度は8,751万8,000円の積立てができました。基金残高は5億9,325万4,000円となり、将来の財源を確保することができました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第95号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてです。

本件は、国民健康保険特別会計のうち、事業勘定の歳入歳出予算の総額に7,378万7,000円を追加し、予算の総額を71億8,991万6,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入では国保税を1,478万4,000円減額するものです。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税の減免に伴う減収分です。ただし、この減免分は10分の4を国からの調整交付金、10分の6を新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による補填分で、一般会計からの繰入金として計上し、全額補填されます。

歳出では、国民健康保険財政調整積立基金に1,034万4,000円の積立て、また前年度の交付金等が確定したことによる返還金6,344万3,000円です。

委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第96号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてです。本件は、令和2年度決算確定による補正です。

歳入では、令和2年度の介護給付費の精算に基づく追加交付金及び決算確定に伴う繰越金が計上されています。

また、第1号被保険者保険料について、新型コロナウイルス感染症による所得減少のため、1人当たり5万2,000円、対象者数は40名、合計208万円の保険料の減免を見込んでいますが、10分の4を国からの調整交付金、10分の6は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による補填分で、一般会計からの繰入金として計上し、全額補填されます。

歳出では、令和2年度確定繰越金を受け入れ、介護給付費、地域支援事業費の実績確定による国県支出金、支払基金を精算し、返還金等を計上し、余剰分を基金に積み立てます。また、令和2年度介護給付費、地域支援事業費の確定に伴う、国・県及び支払基金への返還金が計上されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） それでは、これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第85号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第87号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第88号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第88号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第89号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第95号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第95号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第96号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第96号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第86号議案外7件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇)

○建設経済常任委員長(浅尾静二君) ただいま議題となりました第86号議案外7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を

簡潔に報告します。

まず、第86号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

簡易水道施設の給水区域は6区域です。現在、給水人口は191人で、前年度から6人減少し、年間総配水量は3万4,137立方メートルで、前年度から1,431立方メートル増加しています。

歳出の主なものとしましては、住宅水道管理費90万4,000円、簡易水道管理費59万6,000円、寺内簡易水道管理費87万8,000円、水道管理総務費197万7,000円で、内訳は、水質検査に係る手数料やポンプ等の修繕費及び窓口業務委託料です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第90号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は56万2,000円となっています。本会計は、優良企業の誘致を推進するための工業団地造成を行い、企業誘致による市民の雇用の場の確保と生活の安定を図り、市経済をより活力あるものとするを目的としています。

造成地は既に売却済みとなっており、現在行っている業務は、鳥集院工業団地内の市有地部分の管理と水質検査です。

令和2年度の歳入については、一般会計繰入金及び敷地使用料56万2,000円です。

歳出については、調整池からの放流水の水質検査委託料、緑地帯、管理用道路等の草刈り及び清掃管理業務委託料で56万2,000円です。

なお、水質検査の結果は問題なしとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第91号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は1億6,119万2,000円で、キリンビール工場からの水道料金が主なものです。

収益的支出は1億428万9,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、構築物等に係る有形固定資産減価償却費及びダム使用権に係る無形固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は3億9,810万5,000円で、令和2年度に施行した工業用水管布設工事に要した費用に係るキリンビールからの負担金及び企業債です。

資本的支出は4億6,050万2,000円で、工業用水管布設工事請負費が主なものです。

また、当年度の未処分利益剰余金3,614万3,000円については、全額を減債積立金として

処分するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第91号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は1億6,119万2,000円で、キリンビール工場からの水道料金が主なものです。

収益的支出は、1億428万9,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、構築物等に係る有形固定資産減価償却費及びダム使用権に係る無形固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は3億9,810万5,000円で、令和2年度に施行した工業用水管布設工事に要した費用に係るキリンビールからの負担金及び企業債です。

資本的支出は4億6,050万2,000円で、工業用水管布設工事請負費が主なものです。

また、当年度の未処分利益剰余金3,614万3,000円については、全額を減債積立金として処分するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第92号議案令和2年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は6億3,166万3,000円で、水道料金4億3,227万9,000円、長期前受金戻入8,975万3,000円が主なものです。

収益的支出は5億8,603万円で、職員の人件費、県南広域水道企業団朝倉系送水施設建設負担金や受水費窓口業務委託、浄水場維持管理費及び固定資産減価償却費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は7,946万円で、災害復旧に係る企業債と企業債元金負担金が主なものです。

資本的支出は1億9,405万9,000円で、配水管布設、浄水場のポンプ更新、災害復旧工事及び企業債元金の償還金が主なものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する1億1,459万9,000円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額385万6,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億1,074万3,000円で補填しています。

また、当年度の未処分利益剰余金が3,128万6,000円となり、全額を建設改良積立金として処分するとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第93号議案令和2年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収益的収入は23億5,566万3,000円で、下水道使用料は一般会計からの繰入金、長期前受金戻入が主なものです。

収益的支出は20億1,045万6,000円で、処理場やマンホール、ポンプ場などの維持管理委託料や動力費、職員の人件費、下水道窓口業務委託料、流域下水道維持管理負担金、減価償却費、企業債の利益が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、資本的収入は11億9,645万9,000円で、下水道事業債、下水道工事等に伴う受益者負担金、河川災害復旧に伴う下水道管布設替え補償金、国からの交付金及び一般会計からの繰入金が主なものです。

資本的支出は19億7,097万6,000円で、人件費、詳細設計委託料、工事請負費、流域下水道事業建設等の負担金及び企業債元金の償還金が主なものです。

なお、令和2年度の下水道工事実績は、流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を3,252メートル、朝倉処理区特定環境保全公共下水道事業は3,894メートルを整備しました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額7億7,451万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,606万円、過年度分損益勘定留保資金6,189万4,000円、当年度分損益勘定留保資金4億3,398万9,000円、減債積立金1億320万2,000円及び当年度分利益剰余金7,936万9,000円で補填しています。

また、当年度の未処分利益剰余金が3億7,610万5,000円となり、9,569万7,000円を減債積立金として、2億8,040万8,000円を組入資本金として処分することです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

第99号議案から101号議案工事請負契約の締結についての3議案については、関連がありますので併せて報告いたします。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した農地及び農業用施設の改良復旧事業において、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求められているものです。

工事概要については、第99号議案北川下流域地区は、筑後川から上流となる北川沿い約1.7キロメートルの被災した農地等を、区画整理により復旧する工事で、整地工7.00ヘクタール、用水路工2,293メートル、排水路工1,699メートル、道路工2,699メートルです。

第100号議案赤谷川2工区は、旧松末小学校より上流となる赤谷川沿い約1.5キロメートルの被災した農地等を、区画整理により復旧する工事で、整地工4.94ヘクタール、用水路工2,091メートル、排水路工1,136メートル、道路工1,922メートルです。

第101号議案赤谷川下流域地区は、国道386号線から上流となる赤谷川沿い約1.4キロメートルの被災した農地等を、区画整理により復旧する工事で、整地工9.04ヘクタール、

用水路工2,620メートル、排水路工2,519メートル、道路工1,395メートルです。いずれも工期は令和5年12月28日までで設定しています。

委員会としましては、一日も早く被災者の方々の営農が再開できるよう、工事が安全かつ迅速に進められることを期待し、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） それでは、これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第86号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第90号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第90号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第91号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第91号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第92号議案令和2年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第92号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第93号議案令和2年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第93号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第99号議案工事請負契約の締結について（北川下流域地区）を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第99号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第100号議案工事請負契約の締結について（赤谷川地区（第2工区））を議題と

し、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第100号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第101号議案工事請負契約の締結について(赤谷川下流域地区)を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第101号議案は原案のとおり可決されました。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第84号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

(決算審査特別委員長 小島清人君登壇)

○決算審査特別委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第84号議案令和2年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和2年度の一般会計の決算は、歳入総額462億4,854万9,000円、歳出総額447億3,963万円と歳入歳出ともに、前年度を上回る過去最大の決算規模となっておりますが、実質収支は9億6,348万3,000円の黒字決算となっております。

本件につきましては、議長を除く全議員で予算の執行が議会の議決、法令等に従って適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかといった観点から、鋭意審査を行いました。

歳入につきましては、市税では新型コロナウイルス感染症等の影響により、法人市民税、たばこ税等が減少しています。しかし、地方交付税においては、災害関連経費等により、特別交付税が減少したものの、普通交付税と臨時財政対策債は公債費の増や地域社会再生事業費創設等により増額になっています。

また、国庫支出金は新型コロナウイルス感染症対応に伴う特別定額給付金給付事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等により増額となり、寄附金はふ

るさと応援寄附金が大幅な増額となっています。

歳出では、災害関連事業等が減少しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策や経済対策特別定額給付金給付事業、小中学校ICT環境整備事業、ふるさと応援寄附金事業の返礼経費や基金積立て、公債費の繰り上げ償還等を行ったことで増額となっています。

本委員会としましては、いまだ災害復旧事業などに取り組む中、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、感染拡大防止策や経済対策等において、国、県の政策とともに、市独自でも地方創生臨時交付金を活用した様々な支援策を講じるなど、安心・安全な市民生活の確保のために取り組まれたことを確認しました。

また、令和元年度に引き続き、令和2年度も22億6,400万円という多額のふるさと応援寄附金を頂いており、財政調整基金の取崩しを行うことなく、歳出においても、公債費の任意繰り上げ償還を行うなど、堅実な財政運営が行われ、予算に基づく適切な事業実施が行われたものと確認しました。

新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見通せない中、災害復旧・復興、地方創生、人口減少対策など、取り組むべき事業は多く、厳しい財政状況は続いていくと思われま

す。令和2年度で普通交付税の合併優遇措置も終了しましたが、災害復旧・復興等に必要となる特別交付税やふるさと応援寄附金等の財源の確保を重要な課題としながら、事業の優先性を考慮するなど、これまで以上に行政改革や行政評価に基づき、さらに効率的な行財政運営に努めていただくことを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

補足説明があれば、承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（決算審査特別委員長 小島清人君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第84号議案令和2年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時5分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、総務文教常任委員会に付託していた3請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました3請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

審査に当たりましては、執行部の出席を求め、本件に関連する全国都市教育長協議会の状況について説明を受けました。

執行部によりますと、全国都市教育長会議において作成された決議の中に、義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること及び少人数学級や障害の多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することが明記され、併せて令和4年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情が提出されています。

執行部としても、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願書の内容については賛同できるとのことです。

委員会では、定数の増員により、教職員に労働環境の改善が図られることが教員のなり手不足解消及び質の向上の一助となるとともに、これまで以上に児童生徒一人一人への目配りができる教育の実現につながっていくものと確認しました。

本委員会としましては、働き方改革により、改善傾向にはあるものの、依然として厳しい状況にある教職員の労働環境に鑑み、また、国の根幹である教育に対しての支援が必要と考えることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出したいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、報告を終わります。

○議長(半田雄三君) 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

補足説明があれば、承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) それでは、3請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、3請願第1号は採択することに決しました。

次に、第94号議案の審議を行います。

それでは、第94号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算(第5号)についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第94号議案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め

る意見書の提出についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時11分休憩

---

午前11時14分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、総務文教常任委員会から意見書案1件が提出されました。これを上程し、意見書案第4号について、総務文教常任委員長に提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇)

○総務文教常任委員長(柴山恭子君) それでは、意見書案第4号につきまして、委員会を代表し、提案理由を簡潔に御説明申し上げます。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど本会議で採択されました3請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして、提出した次第です。何とぞ御賛同賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。

(総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分休憩

---

午前11時17分再開

○議長(半田雄三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の質疑を行います。

質疑は申合せにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制

度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第4号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第4号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」を求める意見書の提出についてを議題し、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和3年第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時19分閉会